

「無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件」

無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)別表第二号第1から第6まで、別表第二号の二第1から第8まで、別表第二号の三第1及び第3並びに別表第二号の四の規定に基づき、無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード(無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。)を次のように定める。

無線局事項書及び工事設計書の各欄の記載に用いるコード(無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。)の様式ごとにそれぞれ次の表の三の欄に掲げるコード表に定めるコードを記載するものとする。

一 記載欄	二 無線局事項書及び工事設計書の様式																三 コード表		
	別表第二号						別表第二号の二								別表第二号の三			別表第二号の四	
	第1	第2	第3	第4	第5	第6	第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8	第1	第3			
無線局種別コードの欄	○	○	○	○	○	○										○	○	○	別表第一号
放送事項の欄	○				○														別表第二号
無線設備の設置場所の欄	○																		別表第三号
無線設備の設置場所又は常置場所の欄		○																	別表第四号
移動範囲の欄		○															○		別表第五号
業務区域の欄																		○	別表第六号
船舶の用途コードの欄			○																別表第七号
用途コードの欄																	○		別表第八号
旅客定員コードの欄			○														○		別表第九号
長さコードの欄			○														○		別表第十号
航行する海域コードの欄			○														○		別表第十一号
航行区域又は従業制限コードの欄			○														○		別表第十二号
施行規則第28条第2項の無線設備等の欄			○																別表第十三号
施行規則第28条第3項及び第6項の無線設備等の欄			○																別表第十四号
航空機の用途コードの欄			○																別表第十五号
用途コードの欄																	○		別表第十六号
人工衛星の軌道又は位置の欄					○	○													別表第十七号
装置の区別の欄												○							別表第十八号
送信の方式コードの欄						○													別表第十九号
通信方式コード又は送信の方式コードの欄														○					別表第二十号
通信方式コードの欄								○	○	○	○	○	○						別表第二十一号
通信方式コード又は送信の方式コードの欄								○	○	○	○	○	○	○					別表第二十二号
送信機の欄							○	○	○	○	○	○	○	○					別表第二十三号
受信機の欄									○										別表第二十四号
空中線の欄									○										別表第二十五号
周波数配列情報の欄											○			○					別表第二十六号
回線の条件コードの欄										○									別表第二十七号
無線電中継装置の欄										○									別表第二十八号
附属装置の欄								○	○	○	○			○	○				別表第二十九号
工事設計の欄																	○		別表第三十号

注 記載するコードは、○印を付したものとする。

別表第一号 無線局の種別コード

第1 基本コード

※	項目	コード
1	固定局	FX
2	放送局	BC
3	放送試験局	BE
4	海岸局	FC
5	航空局	FA
6	基地局	FB
7	携帯基地局	FP
8	無線呼出局	RP
9	陸上移動中継局	FBR
10	陸上局	FL
11	船舶局(特定船舶局を除く。)	MS
12	特定船舶局	MSS
13	遭難自動通報局	DS
14	船上通信局	MB
15	航空機局	MA
16	陸上移動局	ML
17	携帯局	MP
18	移動局	MO
19	無線測位局	RN
20	無線航行陸上局	RL
21	無線航行移動局	RO
22	無線標定陸上局	LR
23	無線標定移動局	MR
24	無線標識局	RB
25	地球局	TC
26	海岸地球局	TI
27	航空地球局	TB
28	携帯基地地球局	TYP
29	船舶地球局	TG
30	航空機地球局	TJ
31	携帯移動地球局	TUP
32	宇宙局(人工衛星局を除く。)	ME

33	人工衛星局	EKT
34	放送衛星局	EV
35	放送試験衛星局	EBE
36	非常局	EM
37	特定実験試験局	EXT
38	実験試験局	EX
39	実用化試験局	DVT
40	アマチュア局	AT
41	簡易無線局	CR
42	構内無線局	LO
43	気象援助局	SM
44	標準周波数局	SS
45	特別業務の局	SP

※ 別表第一号第1欄外の数字は、索引を容易にするため、便宜上付したものであり、告示にはないものです。別表第四号第1、第十七号第2において同じ。

第2 補足コード

項目	コード
VSAT地球局	TS
VSAT制御地球局	TT
パーソナル無線	PA

別表第二号 放送事項コード

項目	コード
報道	01
教育	02
教養	03
娯楽	04
広告	05
その他	06
日本放送協会が委託により行わせる放送	07
一般放送事業者が委託により行わせる放送	08
放送事業者が委託により行わせる放送	09

別表第三号 設置場所の区別コード

項目	コード
送受信所	W
送信所	T
受信所	R
通信所	O
制御所	C
統制通信所	G
監視所	M
監視制御所	B
中継所	Y
無給電中継装置	F
演奏所	S
送受信所及び制御所	J
受信所及び制御所	P
送信所及び制御所	U
受信所及び通信所	Q
送信所及び通信所	V
予備送信所	5

別表第四号 移動範囲コード及び業務区域コード

第1 基本コード

項目	コード
関東総合通信局管内	A
信越総合通信局管内	B
東海総合通信局管内	C
北陸総合通信局管内	D
近畿総合通信局管内	E
中国総合通信局管内	F
四国総合通信局管内	G
九州総合通信局管内	H
東北総合通信局管内	I
北海道総合通信局管内	J
沖縄総合通信事務所管内	O
全国	N
通信の相手方の無線ゾーン内	M
常置場所のある市区町村	P
当該事業所の事業区域内	Q
免許人の業務区域内	R
免許人の業務区域内及び応援協定等の地域	S
沖縄、宗谷、網走、根室支庁を除く全国	SJ
免許人及び業務委託先の事業者の業務区域内	T
全国及び日本周辺海域	U
構内	Y
第一管区海上保安本部管内	1M
第二管区海上保安本部管内	2M
第三管区海上保安本部管内	3M
第四管区海上保安本部管内	4M
第五管区海上保安本部管内	5M
第六管区海上保安本部管内	6M
第七管区海上保安本部管内	7M
第八管区海上保安本部管内	8M
第九管区海上保安本部管内	9M
第十管区海上保安本部管内	XM
第十一管区海上保安本部管内	YM
日本周辺海域	JW

太平洋	Z0
北太平洋	Z1
日本海	Z2
オホーツク海	Z3
沿岸海域	Z4
ベーリング海	Z5
南太平洋	Z6
インド洋	Z7
遠洋区域	Z8
平水区域	Z9
沿海区域	Z10
近海区域	Z11
全海域	Z12
空港内	AP
関東管区警察局管内	PA
中部管区警察局管内	PC
近畿管区警察局管内	PE
中国管区警察局管内	PF
四国管区警察局管内	PG
九州管区警察局管内	PH
東北管区警察局管内	PI
北海道管区警察局管内	PJ
北海道	01
青森県	02
岩手県	03
宮城県	04
秋田県	05
山形県	06
福島県	07
茨城県	08
栃木県	09
群馬県	10
埼玉県	11
千葉県	12
東京都	13
神奈川県	14

新潟県	15
富山県	16
石川県	17
福井県	18
山梨県	19
長野県	20
岐阜県	21
静岡県	22
愛知県	23
三重県	24
滋賀県	25
京都府	26
大阪府	27
兵庫県	28
奈良県	29
和歌山県	30
鳥取県	31
島根県	32
岡山県	33
広島県	34
山口県	35
徳島県	36
香川県	37
愛媛県	38
高知県	39
福岡県	40
佐賀県	41
長崎県	42
熊本県	43
大分県	44
宮崎県	45
鹿児島県	46
沖縄県	47
その他	X

注 その他を選択した場合は、具体的にその内容を記載すること。

第2 付加コード

項目	コード
、その周辺	／
、その周辺、上空	V
、沿岸水域	W
、沿岸水域、その上空	R
、その上空	S
、委託業務区域	U
、周辺海域	P
、その周辺、周辺海域	Q
、その周辺、沿岸水域	T
、その周辺、沿岸水域、上空	M
、周辺海域、その上空	N
(沖縄を除く。)	K
、その周辺、周辺海域、上空	L
東部、その周辺	1
南部、その周辺	2
西部、その周辺	3
北部、その周辺	4
中部、その周辺	5
及び関東総合通信局管内	A
及び信越総合通信局管内	B
及び東海総合通信局管内	C
及び北陸総合通信局管内	D
及び近畿総合通信局管内	E
及び中国総合通信局管内	F
及び四国総合通信局管内	G
及び九州総合通信局管内	H
及び東北総合通信局管内	I
及び北海道総合通信局管内	J
及び沖縄総合通信事務所管内	0

別表第五号 船舶の用途コード

項目	コード
旅客船	PSG
貨客船	PCS
貨物船	CRG
油送船	OLT
巡視船	PTV
漁船	FSB
漁貨物船	FCS
小型船	MNS
レジャー船	LSR
雑船	ZTS

別表第六号 旅客定員コード

項目	コード
12名を超え250名以下のもの	A
250名を超えるもの	B

別表第七号 長さコード

項目	コード
12m未満の船舶	S
12m以上の船舶	L

別表第八号 航行する海域コード

項目	コード
施行規則第28条第1項第1号のA1海域	A1
施行規則第28条第1項第2号のA2海域	A2
施行規則第28条第7項ただし書のインマルサット人工衛星の通信圏であって、上記のA1海域及びA2海域を除いた海域	A3
上記の各海域以外の海域	A4

別表第九号 航行区域又は従業制限コード

項目	コード
平水区域	HSK
沿海区域	EKK
近海区域	KKK
遠洋区域	EYK
限定沿海	EKG
限定近海	KKG
2時間限定沿海	E2G
瀬戸内限定	EKS
第1種	F1S
第2種	F2S
第3種	F3S
小型第1種	FK1
小型第2種	FK2
なし	NNN

別表第十号 局種コード及び無線設備の名称コード

第1 局種コード

項目	コード
船舶局	MS
携帯局	MP
船舶地球局	TG
携帯移動地球局	TUP
陸上移動局	ML

第2 無線設備の名称コード

項目	コード
短波帯の無線設備であって電気通信業務回線への接続が常時可能なもの	HF
超短波帯の無線設備であって電気通信業務回線への接続が常時可能なもの	VHF
中短波帯の無線電話であって所属の海岸局への接続が常時可能なもの	MHF
中短波及び短波帯の無線電話であって所属の海岸局への接続が常時可能なもの	MHT
短波帯の無線電話であって所属の海岸局への接続が常時可能なもの	HFT
27MHz帯の無線電話であって所属の海岸局への接続が常時可能なもの	27T
40MHz帯の無線電話であって所属の海岸局への接続が常時可能なもの	40T
150MHz帯の無線電話であって所属の海岸局への接続が常時可能なもの	150T
400MHz帯の無線電話であって所属の海岸局への接続が常時可能なもの	400T
漁業地域情報システム(マリンホーン)	MRP
インマルサットB型	IMB
インマルサットC型	IMC
インマルサットD型	IMD
インマルサットF型	IMF
インマルサットM型	IMM
インマルサットミニM型	IMMM
インマルサットBGAN型	IMBGAN
N—STAR衛星船舶電話(空中線が人工衛星の方向を常時自動的に追尾する機能を有するもの)	NST
携帯無線通信を行う無線局であって、基地局との接続が常時可能なもの	CLP
その他	NNN

注 その他を選択した場合は、具体的にその内容を記載すること。

別表第十一号 局種コード

項目	コード
船舶局	MS
船舶地球局	TG
携帯移動地球局	TUP

別表第十二号 航空機の用途コード

項目	コード
航空運送事業用	ACW
航空機使用事業用	ACV
自家用	ACO
消防用	FIR
学術研究用	SCI
教育用	EDC
航空機製造修理事業用	ACT
海上保安用	MSA
警察用	GMP
防災行政用	DAI
新聞通信用	NPW
その他	ZZZ

別表第十三号 軌道の種類コード

第1 基本コード

項目	コード
円軌道	C
楕円軌道	E
上記以外の軌道	Z

第2 付加コード

項目	コード
同期軌道	1
回帰軌道	2
準回帰軌道	3
極軌道	4
太陽同期軌道	5
太陽同期準回帰軌道	6
上記以外の軌道方法	Z

注 基本コード及び付加コードの項目から各該当するコードを選択し記載する。また、Zを選択した場合は、具体的にその内容を記載すること。

別表第十四号 無線設備の種類コード

項目	コード
超短波帯(150MHz)の無線設備の機器	J
中短波帯の無線設備の機器	K
中短波帯及び短波帯の無線設備の機器	L
船舶自動識別装置	S
簡易型船舶自動識別装置	R
超短波帯(150MHzDSB)の無線設備の機器	X
超短波帯(40MHzDSB)の無線設備の機器	W
短波帯(27MHzSSB)の無線設備の機器	U
短波帯(27MHzDSB)の無線設備の機器	V
その他	N

注 その他を選択した場合は、具体的にその内容を記載すること。

別表第十五号 送信の方式コード

放送の種類別	設置場所	項目	備考	コード
中波放送	地上	中波放送に関する送信の標準方式(平成4年郵政省令第4号)によりモノホニック放送を行うもの	中波放送に関する送信の標準方式第4条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。	AA1
	地上	中波放送に関する送信の標準方式によりステレオホニック放送を行うもの		AA2
	地上	中波放送に関する送信の標準方式によりモノホニック放送及びステレオホニック放送を併せ行うもの		AA3
データ放送	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式(平成15年総務省令第26号)第5章第2節又は第6章第3節に規定される方式により放送を行うもの	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第52条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。	DA1
	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第2節に規定される方式により放送を行うもの		DA2
	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第4節に規定される方式により放送を行うもの		DA3
	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第3節又は第6章第5節に規定される方式により放送を行うもの		DA4
超短波放送	地上	超短波放送に関する送信の標準方式(昭和43年郵政省令第26号)第2章に規定される方式によりモノホニック放送を行うもの	超短波放送に関する送信の標準方式第12条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。	FA1
	地上	超短波放送に関する送信の標準方式第2章に規定される方式によりステレオホニック放送を行うもの		FA2
	地上	超短波放送に関する送信の標準方式第2章に規定される方式によりモノホ		FA3

		ニック放送及びステレオホニック放送を併せ行うもの		
	人工衛星	超短波放送に関する送信の標準方式第3章に規定される方式により放送するもの		FA4
	地上	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第2章に規定される方式により放送するもの	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第52条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。	FA5
	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第2節に規定される方式により放送するもの		FA6
	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第2節又は第6章第3節に規定される方式により放送するもの		FA7
	地上又は人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第4章に規定される方式により放送するもの		FA8
	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第4節に規定される方式により放送を行うもの		FA9
	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第3節又は第6章第5節に規定される方式により放送を行うもの		FAA
超短波音声多重放送	地上	超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送に関する送信の標準方式(昭和63年郵政省令第25号)に規定される方式により放送するもの		FB1
超短波文字多重放送	地上	超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送に関する送信の標準方式に規定される方式により放送するもの		FC1
超短波データ多重放送	人工衛星	超短波データ多重放送に関する送信の標準方式(平成7年郵政省令第17号)に規定される方式により放送するもの		FD2

標準テレビジョン放送	地上又は人工衛星	標準テレビジョン放送(デジタル放送を除く。)に関する送信の標準方式(平成3年郵政省令第36号)第2章又は第3章に規定される方式により放送するもの	標準テレビジョン放送(デジタル放送を除く。)に関する送信の標準方式第21条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。	TA1
	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第2節又は第6章第3節に規定される方式により放送するもの	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第52条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。	TA2
	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第2節に規定される方式により放送するもの		TA3
	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第4節に規定される方式により放送を行うもの		TA4
	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第3節又は第6章第5節に規定される方式により放送を行うもの		TA5
標準テレビジョン音声多重放送	地上又は人工衛星	標準テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式(昭和58年郵政省令第23号)第2章又は第3章に規定される方式により放送するもの	標準テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式第13条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。	TB1
標準テレビジョン文字多重放送	地上又は人工衛星	標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式(昭和60年郵政省令第77号)により放送を行うもの	標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式第19条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。	TC1
標準テレビジョン・データ多重放送	人工衛星	標準テレビジョン・データ多重放送及び高精細度テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式(平成6年郵政省令第47号)第2章第2節に規定される方式により放送するもの	標準テレビジョン・データ多重放送及び高精細度テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式第10条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。	TD1
	地上又は人工衛星	標準テレビジョン・データ多重放送及び高精細度テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式第1章の2		TD2

		第2節又は第2章第3節に規定される方式により放送するもの		
	地上	標準テレビジョン・データ多重放送及び高精細度テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式第1章の2第3節に規定される方式により放送するもの		TD3
高精細度テレビジョン放送	人工衛星	高精細度テレビジョン放送(デジタル放送を除く。)に関する送信の標準方式(平成3年郵政省令第16号)により放送するもの	高精細度テレビジョン放送(デジタル放送を除く。)に関する送信の標準方式第21条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。	TH1
	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第2節又は第6章第3節に規定される方式により放送するもの	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第52条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。	TH2
高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送	地上	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第3章により放送を行うもの	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第52条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。	TH3
高精細度テレビジョン放送	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第2節に規定される方式により放送するもの	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第52条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。	TH4
	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第4節に規定される方式により放送するもの		TH5
	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第3節又は第6章第5節に規定される方式により放送するもの		TH6
高精細度テレビジョン音声多重放送	人工衛星	高精細度テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式(平成3年郵政省令第17号)により放送を行うもの	高精細度テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式第7条の規定に基づく告示の方式による	TI1

送			場合は、その旨を備考の欄に記すこと。	
高精細度テレビジョン・データ多重放送	人工衛星	標準テレビジョン・データ多重放送及び高精細度テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式第3章に規定される方式により放送するもの	標準テレビジョン・データ多重放送及び高精細度テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式第10条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。	TJ1

別表第十六号 通信方式コード

第1 1文字目

項目	コード
単向通信方式	T
単信方式	S
複信方式	D
半複信方式	H
同報通信方式	M

第2 2文字目

項目	コード
多重を除く方式	N
周波数分割多重方式	F
時分割多重方式	T
符号分割多重方式及び時分割多重方式と符号分割多重方式を組み合わせた多重方式	C
上記以外の多重方式(注1)	X

第3 3文字目

項目	コード
1周波方式	1
2周波方式	2

第4 4文字目

項目	コード
中継なし	N
直接中継(アナログ方式)	C
ヘテロダイン中継(アナログ方式)	H
ベースバンド中継(アナログ方式)	B
再生中継(デジタル方式)	S
非再生中継(デジタル方式)	D
上記以外の中継方式(注2)	X

記載例 DF2B

注1 備考欄に多重方式の名称を記載すること。

注2 備考欄に中継方式の名称を記載すること。

別表第十七号 低下させる方法コード、変調方式コード、発振コード及び終段部の真空管
又は半導体コード

第1 低下させる方法コード

項目	コード
減衰器なし	N
固定減衰器	F
可変減衰器	M

注 減衰器は、一の減衰量の値を持つ場合には固定減衰器とし、それ以外の場合は可変減衰器とする。

第2 変調方式コード

項目	コード
無変調	N
二分の π シフト差動二相位相変調	P/2D2PSK
上記以外の差動二相位相変調	D2PSK
上記以外の二相位相変調	2PSK
差動四相位相変調	D4PSK
オフセット四相位相変調	O4PSK
マルチサブキャリア四相位相変調	M4PSK
四分の π シフト四相位相変調	P/44PSK
上記以外の四相位相変調	4PSK
差動八相位相変調	D8PSK
上記以外の八相位相変調	8PSK
上記以外の位相変調(注1)	PSK
GMSK	GMSK
上記以外のMSK	MSK
上記以外の二値周波数偏位変調	2FSK
四値周波数偏位変調	4FSK
上記以外の周波数偏位変調	FSK
上記以外の周波数変調(注1)	FM
一二値直交振幅変調	12QAM
マルチサブキャリア一六値直交振幅変調	M16QAM
上記以外の一六値直交振幅変調	16QAM
二四値直交振幅変調	24QAM
三二値直交振幅変調	32QAM

マルチサブキャリア六四値直交振幅変調	M64QAM
上記以外の六四値直交振幅変調	64QAM
一二八値直交振幅変調	128QAM
二五六値直交振幅変調	256QAM
上記以外の直交振幅変調	QAM
一六値振幅位相変調	16APSK
三二値振幅位相変調	32APSK
上記以外の振幅位相変調	APSK
実数零点単側波帯変調方式	RZSSB
ASK	ASK
SSB	SSB
VSB	VSB
DSB	DSB
上記以外の振幅変調(注1)	AM
直交周波数分割多重変調	OFDM
パルス変調(注1)	P
直接拡散のスペクトル拡散方式	DSSS
周波数拡散のスペクトル拡散方式	FHSS
上記以外のスペクトル拡散方式	SS
上記以外の変調方式(注2)	Z

注1 特殊な変調方式を用いる場合は、備考欄にその名称を記載すること。

注2 備考欄に変調方式の名称を記載すること。

第3 発振コード

項目	コード
LC発振、RC発振及びLRC発振(組合せ方法の違うものを含む。)(注1)	LRC
水晶発振(注1)	S
ルビジウム発振(注1)	R
セシウム発振(注1)	C
上記以外(注2)	Z

注1 周波数シンセサイザ方式を含む。

注2 具体的な発振の名称を備考欄に記載すること。

第4 終段部の真空管又は半導体コード

項目	コード
電界効果トランジスタ (FET)	FET
高電子移動度トランジスタ (HEMT)	HEMT
上記以外のトランジスタ (注)	TRA
進行波管 (TWT)	TWT
上記以外の真空管 (注)	Z

注 備考欄にその名称を記載すること。

別表第十八号 EQLコード

項目	コード
自動等化器なし	N
自動等化器あり (z=3. 47)	A
自動等化器あり (z=5. 37)	B
自動等化器あり (z=31. 6)	C
自動等化器あり (z=3. 47、z=5. 37及びz=31. 6 のものを除く。) (注)	D

z : 許容帯域内一次振幅偏差 (真数)

注 zの値を備考欄に記載すること。

別表第十九号 空中線型式等のコード、偏波面コード及び追尾の方式コード

第1 送受の別コード

項目	コード
送受信空中線	M
送信空中線	T
受信空中線	R

第2 基本コード

項目	コード
単一	TI
八木	YA
パラボラ	PA
平面	PL
ホーン	HO
ダイポール	DP
グレゴリアン	GG
カセグレン	KG
ループ(リングを含む。)	LU
ターンスタイル	TS
スーパーゲイン	SG
ワイヤ(L、V、T、逆L、逆Vを含む。)	WI
漏洩同軸	LC
コーリニア	CL
レンズ	LN
コーナリフレクタ	CR
スロット	SR
ヘリカル	HE
カージオイド	CO
頂部負荷型	TL
基部設置型	BG
その他指向性アンテナ(注)	ZD
その他無指向性アンテナ(注)	ZO

注 備考欄に内容を記載すること。

第3 付加コード

項目	コード
ダイバーシティ	D
回転式	T
複合型	M
オフセット	O
反射器付き	R

第4 偏波面コード

項目	コード
垂直偏波 (V)	V
水平偏波 (H)	H
V及びHの組合せ	VH
45度偏波	45
右旋回 (楕円) 偏波 (R)	R
左旋回 (楕円) 偏波 (L)	L
R及びLの組合せ	RL
その他 (注)	Z

注 備考欄に内容を記載すること。

第5 SDコード

項目	コード
スペースダイバーシティなし	N
スペースダイバーシティあり (切替え)	S
スペースダイバーシティあり (RF合成)	R
スペースダイバーシティあり (IF合成)	I

第6 追尾の方式コード

項目	コード
自動追尾のみ	AUTO
自動追尾と手動追尾を併用	AND
手動追尾のみ (追尾機能を有しない場合を含む。)	N

別表第二十号 回線の条件コード

項目		コード
電気通信業務用以外の場合	片方向通信を行う回線	A
	双方向通信を行うものであって回線瞬断率を符号誤り率が 10^{-7} を超える時間率とする回線	B
	上記以外の回線	C
電気通信業務用の場合	周波数を限定して送受信を行う回線	D
	上記以外の回線	E

別表第二十一号 種類コード

項目	コード
平面反射板(1枚)	S
平面反射板(2枚)	W
パラボラ背面給電	P
その他(注)	X

注 備考欄に内容を記載すること。

別表第二十二号 附属装置コード

項目	コード	補足事項	備考
警報装置(移動する無線局を除く。)	ALM	警報を発し又は警報を受ける場所若しくは識別信号	注1
監視装置(移動する無線局を除く。)	MON	監視し又は監視される場所若しくは識別信号	注1
制御装置(移動する無線局を除く。)	CON	制御し又は制御される場所若しくは識別信号	注1
注意信号選択警報装置(海岸局に限る。)	ASA		
放送スクランブル装置	BCS	方式	
データ付加装置	D		
遭難警報送出ボタン(船舶地球局及び航空機地球局に限る。)	DSB		
緊急警報信号発生装置(放送局及び地球局に限る。)	EWS	使用する地域符号	注2
識別装置(無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局及び無線測位局に限る。)	IDS	方式	
テレメーター付加装置	L		注3
連絡線	OWL	<p>1 放送局の場合は、次によること。</p> <p>(1) 他の放送局の電波の周波数を変換し再発射する放送局当該他の放送局の名称</p> <p>(2) (1)以外のもの 有線又は無線の別、伝送方式(ステレオホニック放送に使用するもの)に限り、複合信号伝送方式、和差信号伝送方式、左右信号伝送方式等の別を記載すること。)、区間及び回線数</p> <p>2 1以外の無線局 有線又は無線の別及び区間</p>	注4
電気通信事業用回線に接続する交換機	PBX		注3
多重端局装置	T	方式	
無線呼出局用端局装置	PT		
空中線柱、給電線柱(放送局に限る。)	PTR	高さ、基部地上高及び基数	注2
音声調整装置又は映像調整装置(放送局に限る。)	TS		
撮像装置(テレビジョン伝送装置を含む。放送局を除く。)	VDS		
模写伝送装置(ファクシミリ)	F		注3
選択呼出装置(デジタル選択呼出装置を除く。)	S	トーン信号周波数(トーンスケルチ型選択呼出装置に限る。)又はデジタルコード(デジタルコードスケ	注5

		ルチ型選択呼出装置に限る。)	
デジタル選択呼出装置(海岸局に限る。)	DSC		
印刷電信装置(狭帯域印刷電信装置を含む。)	NDP		注3
周波数測定装置	W	検定規則第8条第1項の検定番号	
インマルサット高機能グループ呼出受信機	EGC	型式又は名称及び製造番号	

注1 当該装置の設置場所と同一の設置場所にある無線設備について警報を発し、監視し又は制御するものは記載を要しない。

注2 他の放送局及び地球局と共用するものであるときは当該他の放送局及び地球局の名称を記載すること。

注3 電気通信業務用の無線局の装置で端局装置から端末までに挿入されるものは、記載を要しない。

注4 送信所、演奏所及び受信所相互間の連絡線又は当該放送局が同一人に属する他の放送局の放送番組を同時に中継して送信するものの場合における当該他の放送局から当該申請若しくは届出に係る放送局までの連絡線について記載すること。

注5 海岸局及び無線標定移動局にあっては、記載事項の欄に掲げる事項の記載を要しない。

別表第二十三号 無線設備の規格コード

項目	コード
設備規則第58条2の13第1項に規定する固定局の無線設備	FX
設備規則第49条の6の2に規定する陸上移動局の無線設備	TDMA
設備規則第49条の6の3に規定する陸上移動局の無線設備	CDMA1
設備規則第49条の6の4に規定する陸上移動局の無線設備	CDMA2
設備規則第49条の6の5に規定する陸上移動局の無線設備	CDMA3
設備規則第49条の6の6に規定する陸上移動局の無線設備	CDMA4
設備規則第49条の6の7に規定する陸上移動局の無線設備	TDOFDM
設備規則第49条の6の8に規定する陸上移動局の無線設備	TDFDMA
設備規則第49条の6の9に規定する陸上移動局の無線設備	SFDMA1
設備規則第49条の6の10に規定する陸上移動局の無線設備	SFDMA2
設備規則第49条の6の11に規定する陸上移動局の無線設備	OFDM1
設備規則第49条の6の12に規定する陸上移動局の無線設備	OFDM2
設備規則第49条の7に規定する陸上移動局の無線設備	MCA
設備規則第49条の7の2に規定する陸上移動局の無線設備	DMCA1
設備規則第49条の7の3に規定する陸上移動局の無線設備	DMCA2
設備規則第49条の15第1項に規定する陸上移動局の無線設備	DAPT
設備規則第49条の19第1項及び第2項に規定する陸上移動局の無線設備	FWA
設備規則第49条の21第1項に規定する陸上移動局の無線設備	FWA5
設備規則第49条の25に規定する陸上移動局の無線設備	RU
設備規則第49条の28に規定する陸上移動局の無線設備	BWA1
設備規則第49条の29に規定する陸上移動局の無線設備	BWA2
設備規則第49条の30に規定する陸上移動局の無線設備	BWA3
設備規則第57条の2の2第1項及び第2項に規定する陸上移動局の無線設備	RZ1
設備規則第57条の2の2第1項から第3項までに規定する陸上移動局の無線設備	RZ2
設備規則第57条の3の2第1項及び第2項に規定する陸上移動局の無線設備	DN1
設備規則第57条の3の2第1項から第3項までに規定する陸上移動局の無線設備	DN2
設備規則第54条の3に規定する地球局の無線設備	VSAT
設備規則第49条の18第1号に規定する携帯移動地球局の無線設備	GEOD
設備規則第49条の18第2号に規定する携帯移動地球局の無線設備	LEOD
設備規則第49条の23第1号に規定する携帯移動地球局の無線設備	GEO
設備規則第49条の23第2号に規定する携帯移動地球局の無線設備	LEO
設備規則第49条の24第1項に規定する携帯移動地球局の無線設備	IMC
設備規則第49条の24第2項に規定する携帯移動地球局の無線設備	IMB
設備規則第49条の24第3項に規定する携帯移動地球局の無線設備	IMM

設備規則第49条の24第4項に規定する携帯移動地球局の無線設備	IMMM
設備規則第49条の24第5項に規定する携帯移動地球局の無線設備	IMF
設備規則第49条の24第6項に規定する携帯移動地球局の無線設備	IMD
設備規則第49条の24第7項に規定する携帯移動地球局の無線設備	IMBGAN
設備規則第49条の24の2に規定する携帯移動地球局の無線設備	ESV
設備規則第45条の21に規定する航空機地球局の無線設備	AES